

福島県建築設計協同組合相談業務要領

1. 目的

福島県建築設計協同組合は、事業主体から事業計画に関する相談が寄せられた場合は、本事業の受託に関わらず速やかに組合相談業務として現地調査等技術的支援を実施するものとする。

2. 相談業務の体制

相談業務は、原則として事務局が行うこととする。

なお、相談業務がより専門性が求められる場合は、組合員が実施することとする。

3. 相談業務担当候補者の選定

(1) 専務理事は組合員（以下、「担当候補者」という。）の参加が必要と判断した場合は、相談業務の所在地を考慮し、担当方部理事に担当候補者の選考を依頼するものとする。

(2) 担当方部理事は、担当候補者を選考のうえ専務理事に通知するものとする。

(3) 専務理事は、別紙1により担当候補者に相談業務の対応について照会を行い、その結果を担当方部理事に報告するものとする。

(4) 担当方部理事は、照会結果を基に組合員の担当者を選定し専務理事に通知する。
なお、照会の結果、相談業務の対応が可能な者がいない場合は、組合員のなかから担当者を選定し専務理事に通知するものとする。

(5) 専務理事は、別紙2により、選定結果を担当候補者に通知するものとする。

(6) 相談業務担当者は、業務着手前に専務理事と相談業務の進め方及び相談業務報酬等に協議を行うものとする。

4. 相談業務報酬

本相談業務は、将来の組合受託に関する組合担当者を確定するものではないことを前提に、相談業務に関する費用を次のとおりとする。

(1) 相談業務報酬表を基に実費報酬とする。

(2) 現地調査等旅費については、「給与規程 第4章」を準用するものとする。

○相談業務標準報酬表（標準）

相談施設規模等（床面積）	支給額
1,000 m ² 以内のもの	〇〇〇千円
1,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	〇〇〇千円
3,000 m ² を超えるもの	〇〇〇千円

附 則 令和元年8月23日から施行する。